

ハカセ

玉手ねこ

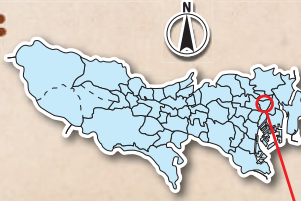
法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第41号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩



東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第10回目は、江戸時代には武家屋敷があった千代田区の北部を歩きます。

① 北の丸公園



皇居外苑にある緑豊かな公園だよ。名前は江戸城北の丸があったことに由来するんだ。「北の丸様」といえば、2代将軍の徳川秀忠と浅井長政の娘江との間に生まれた千姫ですね。彼女も数奇な人生を歩みました。



そうじゃのう。千姫は7歳で豊臣秀頼と結婚し、大坂の陣を迎えるのじゃ。豊臣没落後には姫路の本多忠刻に嫁いでおる。忠刻亡き後は仏門に入り、天樹院と称してこの地に居住したそうじゃ。



この公園には、沢山の文化財が残されていますね。田安門とか清水門とか…御三卿もこのあたりに住んでいたのですか。



もとは天樹院や春日局など将軍家とゆかりのある者たちの屋敷があったのじゃが、明暦3年(1657)大きな火事があったのう、全ての

屋敷はこの地から除かれてしまった。享保期になって8代将軍徳川吉宗の子宗武が、田安と呼ばれた当地に一家を起こし、同じく吉宗一門の一橋、9代家重の清水両家とともに御三卿と呼ばれておる。



② 蕃書調所跡



幕末に設置された洋学研究・外交文書翻訳機関の跡地だよ。幕府は兵学の実演を考慮して、水辺にあった竹本図書頭の屋敷に蕃書調所を設置したと考えられているよ。



当初は海外事情の調査を主たる任務としていたが、次第に教育に比重を置くようになったようじゃ。のち神田一ツ橋通りに移転し、文久3年(1863)には開成所と改称されておる。明治維新後は開成学校、大学南校に引き継がれ、司法省明法寮とも縁のある機関といえるのう。

③ 日本大学法学部(旧日本法律学校)



三崎町と呼ばれるこの場所には、日本大学法学部のキャンパスがあるよ。その前身は日本法律学校で、当時司法大臣だった山田顕義が創立を主導したことで知られている。



山田は、国学研究・神職養成機関である皇典講究所の所長就任をきっかけに、明治22年(1889)、急激な西欧化に対して国学院と日本法律学校の創立を唱えたのじゃ。初めは九段下の皇典講究所の建物を借りて開講しておったが、同29年、神田三崎町に校舎を設けておる。



日本法律学校って、官学ではなく私学だったんですね。当時の私立法律学校は明治大学の前身の明治法律学校や法政大学の和仏法律学校などが有名ですが、日本法律学校も同じですか。



司法省法学校の卒業生が創立した明治法律学校やボアソナードを教頭に迎えておった和仏法律学校は、専修学校や東京専門学校、英吉利法律学校とともに五大法律学校と呼ばれておった。これらの法律学校は、政府から特別の認可を受け、卒業生には高等文官試験の受験資格も与えられておった。認可には科目や修業年数に関する厳しい規則があったのう、日本法律学校は創立当初こそ十分な要件を満たしていなかったが、整備拡充につとめ、今日がある。卒業生には司法官・法学者として名を馳せた山岡萬之助がおる。

④ 神田上水掛樋跡



ここは江戸時代の上水道の一つ、神田上水に掛けられた樋の跡だよ。神田川の両岸に目印があるよ。



神田上水は徳川家康が江戸入府にあたり、家臣の久保藤五郎に水道の開掘を命じたのが原型といわれておる。主要な水源は

井の頭池の湧水で、日本橋方面まで給水したようじゃ。江戸の町は入江を埋め立ててできており、井戸を掘っても良水が得られなかった。このことは、江戸の上水道を世界的にも発達したものにする原動力となったのかも知れないのう。





裁判所構成法と明治政府の裁判所制度

今回は「帝国裁判所構成法草案〔第二版〕」を通し、明治中期における裁判所制度の形成について紹介します。

Q 裁判所構成法はいつ施行されたの？

A 裁判所構成法は、明治23年(1890)2月10日に公布、同年11月1日に施行されました。同法は、昭和22年(1947)に現在の裁判所法が施行されるまで、大日本帝国憲法下の裁判所制度に関する基本法令として効力をもちます。

Q それまでは裁判所に関する法令はなかったの？

A 明治15年施行の治罪法典には、裁判所の組織や権限に関する規定が盛り込まれ、裁判所制度の枠組みを定めていました。そして、内閣制度の発足に伴い、明治19年には裁判所官制が施行されます。もっとも、治罪法典は刑事手続法典であり、本来であれば裁判所の構成などを定める法典ではありません。また、裁判所官制は、新規の規定が設けられる一方で、治罪法典などの規定を準用、踏襲した規定も多く見られ、同法のみで裁判所制度を支えていたとは言い難いとの指摘もなされています。

このような状況のなか、不平等条約の改正や憲法の起草などを背景にして、裁判所制度を体系的かつ統一的に定める法が求められ、裁判所構成法が起草されたといわれています。

Q 誰が起草したの？

A 原案を作成したのは、お雇い法律顧問のオットー・ルドルフです。ドイツで裁判官を務めていた彼は、駐独公使の青木

周蔵にスカウトされ、東京大学法学部のドイツ法講師として明治17年来日します。もっとも、翌年には司法省の法律顧問として雇用契約を結び、そのころから裁判所構成法の起草に関わるようになったといわれています。

Q 日本人は制定にかかわったの？

A 裁判所構成法は、司法省で作成された草案が元老院や枢密院の審議を経て、制定に至ります。そのときの司法省草案が法務図書館所蔵の「帝国裁判所構成法草案〔第二版〕」ですが、司法省に設置された法律取調委員会がルドルフと意見を交換しながら審議を進め、同案を作成したと考えられています。

なお、上述のように、不平等条約改正を実現することを目的として、国内の裁判所制度を整えるために裁判所構成法の制定が目指されたこともあって、同法の起草を外務省が担当した時期もありました。もっとも、外務省とも顧問契約を結んだルドルフは一貫して起草に従事しており、明治20年に行われた条約改正会議の際に相手国の委員へ配布されたと推察される草案は、彼の手になったものと考えられています。また、同案には英語版、フランス語版も用意されました。これらの草案も法務図書館に所蔵されており、日本語の草案と比較検討すれば、翻訳を介して進められた裁判所構成法の成り立ちをさらに詳しく理解できるでしょう。このように、裁判所構成法は、同時並行していた条約改正運動とも密接な関係をもって起草が進められており、政治や外交の動きなどを踏まえた広い視野のもとで、「法」の役割を理解する重要性を示す素材であるともいえるのではないのでしょうか。

法諺あれこれ

印形は首と釣り替え

判を押すには首と引き替えにする覚悟がある、と軽々しく捺印することを戒めた諺です。我が国の判の歴史は、奈良の昔の御璽や太政官印などの公印に始まります。この時代、私印の使用は特に許可された場合に限られましたが、律令制が緩む平安末期になると、自署を崩した書判「花押」が広く用いられるようになります。それが戦国時代に入ると、大名達の間で、花押を書くより簡便な印が普及しました。徳川將軍家の文書では、権威の高い方から花押、朱印、黒印というふうに使分けられました。

江戸時代、商業経済が発達すると、庶民も判を押すようになります。名主や代官に届け出た実印とその他の認印の別も生まれました。公事方御定書には証書類に捺印を必須とする条文が置かれ、印の偽造や他者の印の乱用を意味する「謀判」に対する刑罰も、流刑から死刑へと重くなっていきました。官民ともに判を押すことを、首と引き替えるほど重く捉えるようになったのです。この伝統が今日に続いているといえましょう。

暦のなかの法

明治13年(1880)7月17日
旧刑法の制定

明治13年7月17日、刑法が公布されました。この法典は、明治40年に公布された現行刑法に対して、旧刑法とも呼ばれます(以下、本文も旧刑法と表記します)。

旧刑法は、フランス人・ポアソナードが起草した原案を、日本人の編さん委員とポアソナードによる討議を踏まえて修正したうえ、日本人のみの手によってさらに必要な加除修正を行うという手順でまとめられたものでした。

同法は、身分による取り扱いの差をなくし、従来、妻と並んで配偶者の地位が与えられていた「妾」を認めないなど、東洋的な要素を払拭するとともに、第2条で「法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」と記して「罪刑法定主義」を採用したことに代表されるように、西欧法の原則を広く取り入れています。

政府は当時、幕府によって結ばれた不平等条約を解消し、西欧諸国と対等な「文明国」に仲間入りすることを目標にしていました。そのような政府にとって、西欧法と価値観を共有する旧刑法の制定は、「文明国」へと歩みを進める上での一里塚であったのです。